

県内高齢者施設を運営する法人 代表者 様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長
(公印省略)

鳥取県社会福祉施設等に係るPCR検査等支援事業補助金交付要綱の一部改正について(通知)

本県の高齢者福祉施策の推進について、日頃格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

今般の県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を受け、社会福祉施設等が行うPCR検査等への支援について、下記の通り一部改正します。当補助金の活用により、検査体制の一層の強化を図っていただきますようお願いいたします。

補助金の交付申請手続き等については、当課ホームページを御確認下さい。

(担当：介護保険・施設担当 田村、北村 電話0857-26-7175)

記

1 改正内容

改正前	改正後
補助対象経費に補助率を乗じて得た額に千円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。	補助対象経費に補助率を乗じて得た額 の <u>合計額</u> に千円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

2 対象

令和4年8月1日以降の検査分

3 提出先

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課 介護保険・施設担当 田村宛

住所：〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

メール：choujyushakai@pref.tottori.^{エル}lg.jp

4 留意事項

- ・令和4年8月1日以降検査実施分から補助金算定方法が変更となることに伴い、適用日以前の検査分と合わせて申請する場合は交付申請書を分けてご提出ください。
- ・8月以降の検査実施分についての提出期限は8月末頃に改めて通知します。